

令和 8 年

第 4 回日向市議会(定例会)議案

8 月 2 8 日

日 向 市

も く ろ く

議案第75号	教育委員会委員の任命について……………	1
議案第76号	公平委員会委員の選任について……………	2
議案第77号	日向市行政手続条例の一部を改正する条例……………	3
議案第78号	日向市手数料条例の一部を改正する条例……………	6
議案第79号	日向市国民健康保険高額療養費資金貸付条例の一部を改正する条例……………	12
議案第80号	日向市印鑑登録証明条例の一部を改正する条例……………	16
議案第81号	日向市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例……………	22
議案第82号	日向市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例……………	29
議案第83号	教育分野における相互交流に関する基本協定の締結について……………	30
議案第84号	令和8年度日向市一般会計補正予算（第3号）……………	別冊
議案第85号	令和8年度日向市工業用地造成事業特別会計補正予算（第2号）……………	別冊
議案第86号	令和8年度日向市介護保険事業特別会計（保険事業勘定）補正予算（第1号）……………	別冊

教育委員会委員の任命について

日向市教育委員会委員に次の者を任命したい。

氏 名	生年月日	住 所
児 玉 広 美	■■■■■■■■■■	■■■■■■■■■■

令和8年8月28日 提出

日向市長 西 村 賢

日向市行政手続条例の一部を改正する条例

日向市行政手続条例（平成 8 年日向市条例第11号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
（聴聞の通知の方式） 第15条 〔略〕 2 〔略〕 3 行政庁は、不利益処分の名宛人となるべき者の所在が判明しない場合においては、第 1 項の規定による通知を、<u>その者の氏名、同項第 3 号及び第 4 号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示することによって行うことができる。この場合においては、掲示を始めた日から 2 週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。</u>	（聴聞の通知の方式） 第15条 〔略〕 2 〔略〕 3 行政庁は、不利益処分の名宛人となるべき者の所在が判明しない場合においては、第 1 項の規定による通知を、<u>公示の方法</u>によって行うことができる。 4 <u>前項の公示の方法による通知は、不利益処分の名宛人となるべき者の氏名、第 1 項第 3 号及び第 4 号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨（以下この項において「公示事項」という。）を規則で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示し、又は公示事項を当該事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによって行うものとする。この場合においては、当該措置を開始した日から 2 週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。</u>

(代理人)

第16条 前条第1項の通知を受けた者（同条第3項後段の規定により当該通知が到達したものとみなされる者を含む。以下「当事者」という。）は、代理人を選任することができる。

2～4 [略]

(続行期日の指定)

第22条 [略]

2 [略]

3 第15条第3項の規定は、前項本文の場合において、当事者又は参加人の所在が判明しないときにおける通知の方法について準用する。この場合において、同条第3項中「不利益処分の名宛人となるべき者」とあるのは「当事者又は参加人」と、「掲示を始めた日から2週間を経過したとき」とあるのは「掲示を始めた日から2週間を経過したとき（同一の当事者又は参加人に対する2回目以降の通知にあつては、掲示を始めた日の翌日）」と読み替えるものとする。

(聴聞に関する手続の準用)

第29条 第15条第3項及び第16条の規定は、弁明の機会の付与について準用する。この場合において、第15条第3項中「第1項」とあるのは「第28条」と、「同項第3号及び第4号」とあるのは「同条第3号」と、第16条第1項中「前条第1項」とあるのは「第28条」と、「同条第3項後段」とあるのは「第29条において準用する第15条第3項後段」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

(代理人)

第16条 前条第1項の通知を受けた者（同条第4項後段の規定により当該通知が到達したものとみなされる者を含む。以下「当事者」という。）は、代理人を選任することができる。

2～4 [略]

(続行期日の指定)

第22条 [略]

2 [略]

3 第15条第3項及び第4項の規定は、前項本文の場合において、当事者又は参加人の所在が判明しないときにおける通知の方法について準用する。この場合において、同条第3項及び第4項中「不利益処分の名宛人となるべき者」とあるのは「当事者又は参加人」と、同項中「とき」とあるのは「とき（同一の当事者又は参加人に対する2回目以降の通知にあつては、当該措置を開始した日の翌日）」と読み替えるものとする。

(聴聞に関する手続の準用)

第29条 第15条第3項及び第4項並びに第16条の規定は、弁明の機会の付与について準用する。この場合において、第15条第3項中「第1項」とあるのは「第28条」と、同条第4項中「第1項第3号及び第4号」とあるのは「第28条第3号」と、「同項各号」とあるのは「同条各号」と、第16条第1項中「前条第1項」とあるのは「第28条」と、「同条第4項後段」とあるのは「第29条において準用する第15条第4項後段」と読み替えるものとする。

- 2 この条例による改正後の日向市行政手続条例第15条第3項及び第4項の規定（これらの規定を同条例第29条において準用する場合を含む。）は、この条例の施行の日以後に行う通知について適用し、同日前に行った通知については、なお従前の例による。

令和8年8月28日 提出

日向市長 西 村 賢

日向市手数料条例の一部を改正する条例

日向市手数料条例（平成12年日向市条例第 2 号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後																								
（免除） 第5条 次の各号のいずれかに該当するものについては、手数料を徴収しない。 （1）～（4） [略] （5） 災害により建築物、建築設備又は工作物（以下「建築物等」という。）が滅失し、又は損壊した場合において、その災害の発生した日から2年以内にこれに代わる建築物等を建築し、設置し、若しくは築造する場合の別表第1の29の項及び別表第2事務の欄に規定する申請又は通知を行うとき。 （6） [略] 2 [略] 別表第1（第2条関係） <table><tr><th>手数料</th><th>事務</th><th>金額</th></tr><tr><td colspan="3">[略]</td></tr><tr><td>62 [略]</td><td>[略]</td><td></td></tr></table> 備考 [略] 別表第2（第2条関係） <table><tr><th>手数料</th><th>事務</th><th>金額</th></tr></table>	手数料	事務	金額	[略]			62 [略]	[略]		手数料	事務	金額	（免除） 第5条 次の各号のいずれかに該当するものについては、手数料を徴収しない。 （1）～（4） [略] （5） 災害により建築物、建築設備又は工作物（以下「建築物等」という。）が滅失し、又は損壊した場合において、その災害の発生した日から2年以内にこれに代わる建築物等を建築し、設置し、若しくは築造する場合の別表第1の29の項、59の項及び60の項並びに別表第2の事務の欄に規定する申請又は通知を行うとき。 （6） [略] 2 [略] 別表第1（第2条関係） <table><tr><th>手数料</th><th>事務</th><th>金額</th></tr><tr><td colspan="3">[略]</td></tr><tr><td>60 [略]</td><td>[略]</td><td></td></tr></table> 備考 [略] 別表第2（第2条関係） <table><tr><th>手数料</th><th>事務</th><th>金額</th></tr></table>	手数料	事務	金額	[略]			60 [略]	[略]		手数料	事務	金額
手数料	事務	金額																							
[略]																									
62 [略]	[略]																								
手数料	事務	金額																							
手数料	事務	金額																							
[略]																									
60 [略]	[略]																								
手数料	事務	金額																							

1 建築物等の建築等に関する確認申請又は計画通知の審査手数料	建築基準法第6条第1項（同法第87条第1項、第87条の4又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく建築物等の建築等に関する確認の申請又は同法第18条第2項（同法第87条第1項、第87条の4又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく計画の通知に対する審査	建築物	[略]
[略]			
1 建築物等の建築等に関する確認申請又は計画通知の審査手数料	建築基準法第6条第1項（同法第87条第1項、第87条の4又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく建築物等の建築等に関する確認の申請又は同法第18条第2項（同法第87条第1項、第87条の4又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく計画の通知に対する審査	建築物	[略]
[略]			

備考 [略]

別表第4（第2条関係）

種類	区分	単位	金額	備考
1 戸籍法（昭和22年法律第224号）第10条第1項、第10条の2第1項から第5項まで（これらの規定を同法第12条の2において準用する場合を含む。）、第48条第1項及び第2項（これらの規定を同法第117条において準用する場合を含む。）、第120条第1項、第120条の2第1項、第120条の3第1項及び第	戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は戸籍証明書の交付	1 通	450円 （ただし、個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項の個人番号カードをいう。）又は移動端末設備（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第16条の2第1項	

備考 [略]

別表第4（第2条関係）

種類	区分	単位	金額	備考
1 戸籍法（昭和22年法律第224号）第10条第1項、第10条の2第1項から第5項まで（これらの規定を同法第12条の2において準用する場合を含む。）、第48条第1項及び第2項（これらの規定を同法第117条において準用する場合を含む。）、第120条第1項、第120条の2第1項、第120条の3第1項及び第	戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は戸籍証明書の交付	1 通	450円 （ただし、個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項の個人番号カードをいう。） <u>、特定在留カード（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第19条の15の2第1項に規定する特定在留カードをいう。）又</u>	

2 項、第120 条の6 第1 項 並びに第126 条の規定に基 づく戸籍に関 する事務の手 数料		に規定する移 動端末設備を いい、同法第 35条の2 第1 項に規定する 移動端末設備 用利用者証明 用電子証明書 が記録された 電磁的記録媒 体が組み込ま れたものに限 る。)を利用 して、本市の 電子計算機と 電気通信回線 で接続された 専用の端末機 を使用して自 動で交付する サービス（以 下この表にお いて「自動交 付サービス」 という。）に より交付を受 ける場合にあ		2 項、第120 条の6 第1 項 並びに第126 条の規定に基 づく戸籍に関 する事務の手 数料		<u>は特定特別永 住者証明書</u> <u>（日本国との 平和条約に基 づく日本の国 籍を離脱した 者等の出入国 管理に関する 特例法（平成 3 年法律第71 号）第16条の 2 第1 項に規 定する特定特 別永住者証明 書をいう。）</u> <u>若しくは移動 端末設備（電 子署名等に係 る地方公共団 体情報システ ム機構の認証 業務に関する 法律（平成14 年法律第153 号）第16条の 2 第1 項に規 定する移動端</u>
---	--	--	--	---	--	--

			っては、150 円とする。)					末設備をい い、同法第35 条の2第1項 に規定する移 動端末設備用 利用者証明用 電子証明書が 記録された電 磁的記録媒体 が組み込まれ たものに限 る。)を利用 して、本市の 電子計算機と 電気通信回線 で接続された 専用の端末機 を使用して自 動で交付する サービス（以 下この表にお いて「自動交 付サービス」 という。）に より交付を受 ける場合にあ っては、150	
--	--	--	---------------------------	--	--	--	--	---	--

								円とする。)	
	[略]					[略]			
[略]									
4 税等に関する証明又は閲覧手数料	資産に関する証明	1 件	300円	1 件とは、1 名					
				<u>義とする。</u>					
	[略]								
	<u>納税額に関する証明</u>		[略]						
	<u>課税台帳又は地図の閲覧</u>		1 件	300円					
	<u>土地・家屋名寄帳の写し</u>		1 枚	300円					
	地図の写し		1 件	[略]					
[略]									

								円とする。)							
	[略]					[略]									
[略]															
4 税等に関する証明又は閲覧手数料	資産に関する証明	1 枚	300円												
	[略]														
	<u>納税に関する証明</u>		[略]												
	<u>名寄帳兼（補充）課税台帳の写し又は閲覧</u>		1 件	300円	1 件とは、1 名										
					<u>義とする。</u>										
	<u>地図の写し又は閲覧</u>		1 枚	[略]											
			[略]												

附 則

二

この条例は、公布の日から施行する。ただし、改正後の別表第4の4の項の規定は、令和8年10月5日から施行する。

令和8年8月28日 提出

日向市長 西 村 賢

日向市国民健康保険高額療養費資金貸付条例の一部を改正する条例

日向市国民健康保険高額療養費資金貸付条例（昭和60年日向市条例第 3 号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
（目的） 第 1 条 この条例は、国民健康保険法（昭和33年法律第192号。<u>以下「法」という。</u>）<u>第82条第 1 項の規定に基づき、被保険者の療養のための費用に係る資金</u>（以下「資金」という。）を<u>貸付ける</u>ことにより、被保険者の福祉の向上に寄与することを目的とする。 （貸付対象） 第 2 条 資金の貸付けは、<u>被保険者が受けた療養について、法第57条の 2 の規定による高額療養費（以下「高額療養費」という。）の支給を受ける見込みのある当該被保険者の属する世帯主</u>に対して行う。ただし、他の法令により、当該療養に<u>要する費用</u>について負担が行われる場合を除く。	（目的） 第 1 条 この条例は、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）<u>第57条の 2 の高額療養費（以下「高額療養費」という。）の支給を受ける見込みがある者の属する世帯の世帯主</u>に対し、<u>高額療養費の支給を受けるまでの間、当該高額療養費の支給に係る療養に要する費用を支払うための資金</u>（以下「資金」という。）を<u>貸し付ける</u>ことにより、被保険者の福祉の向上に寄与することを目的とする。 （貸付対象） 第 2 条 資金の貸付けは、<u>次の各号のいずれにも該当する被保険者の属する世帯の世帯主</u>に対して行う。ただし、他の法令により、当該療養について負担が行われる場合を除く。 <u>（ 1 ） 当該被保険者が受けた療養について、その世帯主が高額療養費の支給を受ける見込みがあること。</u> <u>（ 2 ） 当該療養に要する費用について当該被保険者が医療機関等から請求を受け、又はその費用を支払ったこと。</u> <u>（貸付けの申請）</u> <u>第 4 条 資金の貸付けを受けようとする世帯主（以下「申請者」という。）は、市長に申請しなければならない。</u>

第4条 [略]

(貸付期間等)

第5条 資金の貸付期間は、当該貸付金に係る高額療養費が支給されるまでの間とする。

2 [略]

(延滞金)

第6条 市長は、資金の貸付けを受けた世帯主が償還すべき期日までに償還すべき金額を支払わないときは、当該期日の翌日から支払いの日までの日数に応じ、当該金額に年10.95パーセントの割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を徴収する。(貸付けの決定)第5条 市長は、前条の規定による申請があったときは、貸付けの可否を決定し、その結果を申請者に通知するものとする。(貸付けの方法)第6条 前条の規定により貸付けを決定した貸付金（以下「貸付金」という。）は、金融機関への振込みにより交付する。第7条 [略]

(貸付期間等)

第8条 資金の貸付期間は、貸付けの日から当該貸付金に係る高額療養費が支給される日までとする。

2 [略]

(償還の方法)第9条 貸付金の償還は、市長が別に定める方法により行うものとする。

(延滞金)

第10条 市長は、資金の貸付けを受けた世帯主（以下「借受者」という。）が償還すべき期日までに償還すべき金額を支払わないときは、当該期日の翌日から支払の日までの日数に応じ、当該金額に年14.6パーセント（当該期日の翌日から1か月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額（当該金額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）に相当する延滞金を徴収する。(返還)第11条 市長は、借受者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、貸付けの決定を取り消すとともに、既に貸し付けた貸付金の全額を直ちに返還させることができる。(1) 偽り又は不正な行為により貸付けを受けたとき。

第7条 [略]

附 則

この条例は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際、現に貸し付けている資金（貸し付けることを決定した資金を含む。）については、なお従前の例による。

(2) 貸付金を目的外に使用したとき。

第12条 [略]

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和60年4月1日から施行する。

(延滞金の割合の特例)

- 2 当分の間、第10条に規定する延滞金の年14.6パーセント及び7.3パーセントの割合は、同条の規定にかかわらず、各年の延滞金特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下この項において「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。
- 3 前項の規定の適用がある場合における延滞金の額の計算において、同項に規定する加算した割合（延滞金特例基準割合を除く。）が年0.1パーセント未満の割合であるときは、年0.1パーセントの割合とする。

令和 8 年 8 月 2 8 日 提出

日向市長 西 村 賢

日向市印鑑登録証明条例の一部を改正する条例

日向市印鑑登録証明条例（昭和50年日向市条例第12号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<u>（登録資格）</u> 第2条 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき<u>本市の住民基本台帳に記録されている者は、1人1個に限り印鑑の登録を受けることができる。</u> 2 前項の規定にかかわらず、<u>次に掲げる者は</u>、印鑑の登録を受けることができない。 （1）・（2） [略] <u>（登録申請の確認）</u> 第4条 市長は、<u>印鑑登録の申請があつた</u>ときは、当該申請者が本人であること及び当該申請が本人の<u>意志</u>に基づくものであることを確認しなければならない。 2 前項の確認は、登録申請の事実について登録申請者に対して文書で照会し、その<u>回答</u>を登録申請者又はその代理人に持参させることに<u>よつて</u>行うものとする。ただし、登録申請者が自ら申請した場合の確認は、規則に定める方法の<u>いずれかによつてかえる</u>ことができる。 3 前項の規定による照会に対し規則に定める期間内に回答書の提出がないと	<u>（登録者の資格）</u> 第2条 <u>印鑑の登録を受けることができる者は、</u>住民基本台帳法（昭和42年法律第81号。<u>以下「法」という。</u>）に基づき、<u>本市が備える住民基本台帳に記録されている者とする。</u> 2 前項の規定にかかわらず、<u>次の各号のいずれかに該当する者は</u>、印鑑の登録を受けることができない。 （1）・（2） [略] <u>（印鑑登録の制限）</u> <u>第2条の2 登録を受けることができる印鑑は、1人1個とする。</u> <u>（登録申請の確認）</u> 第4条 市長は、<u>前条の申請があつた</u>ときは、当該申請者が本人であること及び当該申請が本人の<u>意思</u>に基づくものであることを確認しなければならない。 2 前項の確認は、登録申請の事実について登録申請者に対して文書で照会し、その<u>回答書</u>を登録申請者又はその代理人に持参させることに<u>よつて</u>行うものとする。ただし、登録申請者が自ら申請した場合の確認は、規則に定める方法に<u>代える</u>ことができる。 3 前項<u>本文</u>の規定による照会に対し規則に定める期間内に回答書の提出がな

き又は当該申請が本人の意思に基づかないものであることが明らかになつたときは、当該申請の受理を取消すものとする。

(登録印鑑の規制)

第5条 市長は、登録申請された印鑑が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該印鑑の登録を受理できない。

- (1) 住民基本台帳に記載されている氏名、氏、旧氏、名若しくは通称（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の16第1項に規定する通称をいう。以下同じ。）又は氏名若しくは通称の一部を組合せたもので表していないもの
- (2) 職業、資格その他氏名又は通称以外の事項を表しているもの
- (3) ゴム印その他の印鑑で変形しやすいもの
- (4)・(5) [略]
- (6) その他登録を受けようとする印鑑として不適当と認めるもの

(印鑑の登録)

第6条 市長は、第4条の規定による確認を終つたときは、直ちに当該登録申請者に係る印鑑の印鑑登録原票（以下「印鑑票」という。）を作成し、規則に定める事項を登録しなければならない。

2 前項の規定により印鑑票に登録した事項は、電子計算機に記録し、保存するものとする。

いとき又は当該申請が本人の意思に基づかないものであることが明らかになつたときは、当該申請に係る印鑑の登録をしないものとする。

(登録印鑑の規制)

第5条 次の各号のいずれかに該当する印鑑は、登録を受けることができない。

- (1) 住民基本台帳に記載されている氏名、氏、旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号。以下「令」という。）第30条の13に規定する旧氏をいう。以下同じ。）、名若しくは通称（令第30条の16第1項に規定する通称をいう。以下同じ。）又は氏名、旧氏若しくは通称の一部を組み合わせたもので表されていないもの
- (2) 職業、資格その他氏名、旧氏又は通称以外の事項を表しているもの
- (3) ゴム印その他印質の変形しやすいもの
- (4)・(5) [略]
- (6) 前各号に定めるもののほか、市長が不適当と認めたもの

2 前項第1号及び第2号の規定にかかわらず、市長は、外国人住民（法第30条の45に規定する外国人住民をいう。以下同じ。）のうち、氏の表記に漢字以外の文字を使用することを通例とする国又は地域の外国人住民（以下「非漢字圏の外国人住民」という。）が住民票の備考欄に記載されている氏名の片仮名表記又はその一部を組み合わせたもので表されている印鑑により登録を受けようとする場合には、当該印鑑を登録することができる。

(印鑑の登録)

第6条 市長は、第4条の規定による確認を終えたときは、直ちに当該登録申請者に係る印鑑登録原票（以下「印鑑票」という。）に規則に定める事項を登録しなければならない。

2 前項に規定する事項を登録した印鑑票は、磁気ディスクをもって調製することができる。

(印鑑登録証の交付)

第7条 市長は、印鑑の登録を受けた者（以下「登録者」という。）又はその代理人に対して登録番号を記載した印鑑登録証（以下「登録証」という。）を交付する。

2 [略]

(登録証の再交付)

第8条 登録者又はその代理人は、登録証が著しく汚染し、又はき損したときは、印鑑登録証再交付申請書により登録証を添えて再交付を申請することができる。

2 市長は、前項の申請があつたときは、登録証及び印鑑票と照合し、当該申請が適正であることを確認したうえ、当該申請をした者に新規に番号を定めた登録証を再交付する。

(登録廃止の申請)

第11条 [略]

2 [略]

(印鑑登録の抹消)

第12条 市長は、登録者について次の各号のいずれかに該当するときは、当該印鑑の登録を抹消しなければならない。

(1)・(2) [略]

(3) 氏、旧氏、名又は通称の変更により登録を受けている印鑑が第5条第1号に該当することとなつたとき。

(印鑑登録証の交付)

第7条 市長は、前条の規定により印鑑の登録をしたときは、印鑑の登録を受けた者（以下「登録者」という。）又はその代理人に対して登録番号を記載した印鑑登録証（以下「登録証」という。）を交付する。

2 [略]

(登録証の再交付)

第8条 登録者又はその代理人は、登録証が著しく汚損し、又は毀損したときは、印鑑登録証再交付申請書に当該登録証を添えて再交付を申請することができる。

2 市長は、前項の申請があつたときは、当該申請が適正であることを確認した上、当該申請をした者に新たな番号を定めた登録証を再交付する。

(登録廃止の申請)

第11条 [略]

2 [略]

3 前2項の規定にかかわらず、登録者は、自ら電子情報処理組織（日向市行政手続等における情報通信技術の利用に関する条例（令和5年日向市条例第28号）第3条第1項に規定する電子情報処理組織をいう。）を使用して印鑑登録廃止届の届出をすることができる。

(印鑑登録の抹消)

第12条 市長は、登録者について次の各号のいずれかに該当するときは、当該印鑑の登録を抹消しなければならない。

(1)・(2) [略]

(3) 非漢字圏の外国人住民にあっては、通称又は氏名の片仮名表記を変更したとき（登録されている印影を変更する必要のない場合を除く。）。

(4) [略]

- 2 市長は、前項第3号又は第4号の規定により印鑑の登録を職権で抹消したときは、その旨を当該抹消された者に通知しなければならない。

(印鑑登録証明書の交付)

第14条 登録者又はその代理人は、登録証を持参し、印鑑登録証明書交付申請書により印鑑登録証明書の交付を申請することができる。ただし、登録者が自ら申請する場合であつて、規則で定める文書等の提示により、当該申請をする者が登録者本人であることを市長が確認したときは、登録証の提示を省略することができる。

(4) 第2条第2項第2号に該当するに至ったとき。

(5) 失踪宣告を受けたとき。

(6) 婚姻等により、登録している印鑑が第5条第1号の規定に該当することとなったとき。

(7) 外国人住民にあっては、住民基本台帳法第30条の45の表の上欄に掲げる者でなくなったとき（日本国籍を取得した場合を除く。）。

(8) [略]

- 2 市長は、前項第3号、第4号、第6号又は第8号の規定により印鑑の登録を職権で抹消したときは、その旨を当該抹消された者に通知しなければならない。

(登録証の返還)

第12条の2 前条第1項各号の規定により印鑑の登録を抹消された者又はその相続人は、既に交付されている登録証を遅滞なく市長に返還しなければならない。

2 第9条第1項の印鑑登録証亡失届を提出した者は、当該亡失した登録証を発見したときは、これを遅滞なく市長に返還しなければならない。

3 前2項に定めるもののほか、市長が登録証の返還を必要と認めたときは、その必要と認めた登録証を遅滞なく市長に返還しなければならない。

(印鑑登録証明書の交付)

第14条 登録者又はその代理人は、登録証を持参し、印鑑登録証明書交付申請書 (以下「交付申請書」という。) により印鑑登録証明書の交付を申請することができる。ただし、登録者が自ら申請する場合であつて、規則で定める文書等の提示により、当該申請をする者が登録者本人であることを市長が確認したときは、登録証の提示を省略することができる。

2 前項の規定にかかわらず、登録者は、自ら電子情報処理組織を使用して印

2 市長は、前項の申請があつたときは、登録証及び印鑑票と照合し、当該申請が適正であることを確認したうえ、当該交付の申請をした者に対して印鑑登録証明書を交付しなければならない。

(印鑑登録証明書交付申請の不受理)

第15条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、印鑑登録証明書を交付することができない。

(1) [略]

(2) 提出された登録証が著しく汚染し、又はき損しているため識別が困難であるとき。

(3)・(4) [略]

(多機能端末機による印鑑登録証明書の交付)

第15条の2 前2条の規定にかかわらず、登録者は、多機能端末機（本市の電子計算組織と電気通信回線により接続された端末機で、証明書を発行する機能を有するものをいう。）において、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カード（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第22条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書が記録されたものに限る。）又は移動端末設備（同法第16条の2第1項に規定する移動端末設備をいい、同法第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録された電磁的記録媒体が組み込まれたものに限る。）を利用して、印鑑登録証明書の交付を申請し、その交付を受けることができる。

鑑登録証明書の交付を申請することができる。

3 市長は、前2項の申請があつたときは、当該申請が適正であることを確認した上、当該交付の申請をした者に対して印鑑登録証明書を交付しなければならない。

(印鑑登録証明書交付申請の不受理)

第15条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、印鑑登録証明書を交付することができない。

(1) [略]

(2) 提出された登録証が著しく汚損し、又は毀損しているため識別が困難であるとき。

(3)・(4) [略]

(多機能端末機による印鑑登録証明書の交付)

第15条の2 前2条の規定にかかわらず、登録者は、多機能端末機（本市の電子計算組織と電気通信回線により接続された端末機で、証明書を発行する機能を有するものをいう。）において、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。）、特定在留カード（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第19条の15の2第1項に規定する特定在留カードをいう。）若しくは特定特別永住者証明書（日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）第16条の2第1項に規定する特定特別永住者証明書をいう。）（これらのうち電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第22条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書が記録されているものに限る。）又は移動端末設備（電気

(閲覧の禁止) 第16条 市長は、印鑑票その他印鑑の登録又は証明に関する書類を<u>正当な理由がなく</u>閲覧に供してはならない。	<u>通信事業法（昭和59年法律第86号）第12条の2第4項第3号ロに規定する移動端末設備であって電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録された電磁的記録媒体が組み込まれたものに限る。）を利用して、印鑑登録証明書の交付を申請し、その交付を受けることができる。</u> (閲覧の禁止) 第16条 市長は、印鑑票その他印鑑の登録又は証明に関する書類<u>（磁気ディスクに記録したものにあつては、その記録を含む。）</u>を閲覧に供してはならない。<u>ただし、市長が特に必要と認めたときは、この限りでない。</u>
--	--

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和8年8月28日 提出

日向市長 西 村 賢

日向市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

日向市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年日向市条例第57号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
（保育所等との連携） 第 6 条 家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業を行う者（以下「居宅訪問型保育事業者」という。）を除く。以下この条、次条第 1 項、第 7 条の 3 第 2 項、第14条第 1 項及び第 2 項、第15条第 1 項、第 2 項及び第 5 項、第16条並びに第17条第 1 項から第 3 項までにおいて同じ。）は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満 3 歳以上の児童に対して必要な教育（教育基本法（平成18年法律第120号）第 6 条第 1 項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。第 3 号において同じ。）又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。 （1）・（2） [略] （3） 当該家庭的保育事業者等により保育の提供を受けていた利用乳幼児（事業所内保育事業（法第 6 条の 3 第12項に規定する事業所内保育事業をいう。以下同じ。）の利用乳幼児にあつては、第42条に規定するその他の乳幼児又は幼児に限る。以下この号及び第 6 項第 1 号において同	（保育所等との連携） 第 6 条 家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業を行う者（以下「居宅訪問型保育事業者」という。）を除く。以下この条、次条第 1 項、第 7 条の 3 第 2 項、第14条第 1 項及び第 2 項、第15条第 1 項、第 2 項及び第 5 項、第16条並びに第17条第 1 項から第 3 項までにおいて同じ。）は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満 3 歳以上の児童に対して必要な教育（教育基本法（平成18年法律第120号）第 6 条第 1 項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。第 3 号において同じ。）又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項<u>（法第 6 条の 3 第10項第 3 号に掲げる事業（以下「満 3 歳以上限定小規模保育事業」という。）を行う事業者（以下「満 3 歳以上限定小規模保育事業者」という。）にあつては、第 1 号及び第 2 号に掲げる事項）</u>に係る連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。 （1）・（2） [略] （3） 当該家庭的保育事業者等<u>（満 3 歳以上限定小規模保育事業者を除く。第 6 項及び第 7 項において同じ。）</u>により保育の提供を受けていた利用乳幼児（事業所内保育事業（法第 6 条の 3 第12項に規定する事業所内保育事業をいう。以下同じ。）の利用乳幼児にあつては、第42条に規定す

じ。)を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。

2～6 [略]

7 前項（第2号に該当する場合に限る。）の場合において、家庭的保育事業者等は、法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの（入所定員が20人以上のものに限る。）であつて、市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う施設として適切に確保しなければならない。

(1)・(2) [略]

第13条 削除

(家庭的保育事業所等内部の規程)

第18条 家庭的保育事業者等は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

(1)～(5) [略]

るその他の乳幼児又は幼児に限る。以下この号及び第6項第1号において同じ。)を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。

2～6 [略]

7 前項（第2号に該当する場合に限る。）の場合において、家庭的保育事業者等は、法第59条第1項に規定する施設のうち次に掲げるもの（入所定員が20人以上のものに限る。）又は満3歳以上限定小規模保育事業を行う事業所であつて、市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う施設又は事業所として適切に確保しなければならない。

(1)・(2) [略]

(児童対象性暴力等の防止)

第13条 家庭的保育事業者等は、法第34条の16第4項において準用する法第21条の5の18第4項の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）第2条第2項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に利用乳幼児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（利用乳幼児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該利用乳幼児に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第4条第1項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。

(家庭的保育事業所等内部の規程)

第18条 家庭的保育事業者等は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

(1)～(5) [略]

(6) 乳児及び幼児の区分ごとの利用定員

(7)～(11) [略]

(小規模保育事業の区分)

第27条 小規模保育事業は、小規模保育事業A型、小規模保育事業B型及び小規模保育事業C型とする。

(職員)

第29条 [略]

2 保育士数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とする。

(1)・(2) [略]

(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね20人につき1人（法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。）

(4) [略]

3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所A型に勤務する保健師、看護師又は准看護師を、1人に限り、保育士とみなすことができる。

(6) 乳児及び幼児の区分ごとの利用定員 (満3歳以上限定小規模保育事業者にあつては、満3歳以上の幼児の利用定員)

(7)～(11) [略]

(小規模保育事業の区分)

第27条 小規模保育事業は、小規模保育事業A型、小規模保育事業B型 (満3歳以上限定小規模保育事業を除く。) 及び小規模保育事業C型 (満3歳以上限定小規模保育事業を除く。) とする。

(職員)

第29条 [略]

2 保育士数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とする。

(1)・(2) [略]

(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね20人につき1人（法第6条の3第10項第2号又は第3号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。）

(4) [略]

3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所A型に勤務する保健師、看護師又は准看護師 (以下「看護師等」という。) を、1人に限り、保育士とみなすことができる。

4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所A型に勤務する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員（学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定による大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であつて、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。）又は障害児の療育に関する知識及び経験を有する者であつて、障害児の療育の指導を

(職員)

第31条 〔略〕

2 〔略〕

3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所B型に勤務する保健師、看護師又は准看護師を、1人に限り、保育士とみなすことができる。

行う業務に5年以上従事した経験を有するもののいずれかに該当し、かつ、子育てに関する知識及び経験を有する者（以下「特定理学療法士等」という。）を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模保育事業所A型の保育士（附則第7条又は第8条の規定により保育士とみなされる者を除く。次項において同じ。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模保育事業所A型の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

(職員)

第31条 〔略〕

2 〔略〕

3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所B型に勤務する看護師等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。

4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所B型に勤務する特定理学療法士等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模保育事業所B型の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模保育事業所B型の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

(利用定員)

第35条 小規模保育事業所C型は、法第6条の3第10項の規定にかかわらず、その利用定員を6人以上10人以下とする。

(職員)

第44条 [略]

2 [略]

3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する保健師、看護師又は准看護師を1人に限り、保育士とみなすことができる。

(職員)

第47条 [略]

2 [略]

3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所に勤務する保健師、看護師又は准看護師を、1人に限り、保育士とみなすことができる。

(利用定員)

第35条 小規模保育事業所C型は、法第6条の3第10項第1号の規定にかかわらず、その利用定員を6人以上10人以下とする。

(職員)

第44条 [略]

2 [略]

3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する看護師等を1人に限り、保育士とみなすことができる。

4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する特定理学療法士等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所の保育士（附則第7条又は第8条の規定により保育士とみなされる者を除く。次項において同じ。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該保育所型事業所内保育事業所の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

(職員)

第47条 [略]

2 [略]

3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所に勤務する看護師等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。

(準用)

第48条 第24条から第26条まで及び第28条の規定は、小規模型事業所内保育事業について準用する。この場合において、第24条中「家庭的保育事業を行う者（次条及び第26条において「家庭的保育事業者」という。）」とあるのは「小規模型事業所内保育事業を行う者（第48条において準用する次条及び26条において「小規模型事業所内保育事業者」という。）」と、第25条及び第26条中「家庭的保育事業者」とあるのは「小規模型事業所内保育事業者」と、第28条中「小規模保育事業所A型」とあるのは「小規模型事業所内保育事業所」と、同条第1号中「調理設備」とあるのは「調理設備（当該小規模型事業所内保育事業所を設置及び管理する事業主が事業場に附属して設置する炊事場を含む。第4号において同じ。））」と、同条第4号中「次号」とあるのは「第48条において準用する第28条第5号」と読み替えるものとする。

附 則

(連携施設に関する経過措置)

第3条 家庭的保育事業者等は、連携施設の確保が著しく困難であって、子ども・子育て支援法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な支援を行うことができると市長が認める場合は、第6条第1項本文の規定にか

4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所に勤務する特定理学療法士等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模型事業所内保育事業所の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

(準用)

第48条 第24条から第26条まで及び第28条の規定は、小規模型事業所内保育事業について準用する。この場合において、第24条中「家庭的保育事業を行う者（次条及び第26条において「家庭的保育事業者」という。）」とあるのは「小規模型事業所内保育事業を行う者（第48条において準用する次条及び26条において「小規模型事業所内保育事業者」という。）」と、第25条及び第26条中「家庭的保育事業者」とあるのは「小規模型事業所内保育事業者」と、第28条中「小規模保育事業所A型」とあるのは「小規模型事業所内保育事業所」と、同条第1号中「調理設備」とあるのは「調理設備（当該小規模型事業所内保育事業所を設置及び管理する事業主が事業場に附属して設置する炊事場を含む。第4号において同じ。））」と読み替えるものとする。

附 則

(連携施設に関する経過措置)

第3条 家庭的保育事業者等 (満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。) は、連携施設の確保が著しく困難であって、子ども・子育て支援法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な支援を行うことができると市

かわらず、施行日から起算して15年を経過する日までの間、連携施設の確保をしないことができる。

(小規模保育事業所A型及び保育所型事業所内保育事業所の職員配置に係る特例)

第6条 保育の需要に応ずるに足りる保育所、認定こども園(子ども・子育て支援法第27条第1項の確認を受けたものに限る。)又は家庭的保育事業等が不足していることに鑑み、当分の間、第29条第2項各号又は第44条第2項各号に定める数の合計数が1となる時は、第29条第2項又は第44条第2項に規定する保育士の数は1人以上とすることができる。ただし、配置される保育士の数が1人となる時は、当該保育士に加えて、保育士と同等の知識及び経験を有すると市長が認める者を置かなければならない。

第9条 前2条の規定を適用するときは、保育士(法第18条の18第1項の登録を受けた者をいい、第29条第3項若しくは第44条第3項又は前2条の規定により保育士とみなされる者を除く。)を、保育士の数(前2条の規定の適用がないとした場合の第29条第2項又は第44条第2項により算定されるものをいう。)の3分の2以上、置かなければならない。

長が認める場合は、第6条第1項本文の規定にかかわらず、施行日から起算して15年を経過する日までの間、連携施設の確保をしないことができる。

(小規模保育事業所A型及び保育所型事業所内保育事業所の職員配置に係る特例)

第6条 保育の需要に応ずるに足りる保育所、認定こども園(子ども・子育て支援法第27条第1項の確認を受けたものに限る。)又は家庭的保育事業等(満3歳以上限定小規模保育事業を除く。)が不足していることに鑑み、当分の間、第29条第2項各号又は第44条第2項各号に定める数の合計数が1となる時は、第29条第2項又は第44条第2項に規定する保育士の数は1人以上とすることができる。ただし、配置される保育士の数が1人となる時は、当該保育士に加えて、保育士と同等の知識及び経験を有すると市長が認める者を置かなければならない。

第9条 前2条の規定を適用するときは、保育士(第29条第3項若しくは第4項若しくは第44条第3項若しくは第4項又は前2条の規定により保育士とみなされる者を除く。)を、前2条の規定の適用がないものとした場合の第29条第2項又は第44条第2項により算定される保育士の数の3分の2以上、置かなければならない。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第13条の改正規定は、令和8年12月25日から施行する。
(児童福祉法等の一部を改正する法律附則第3条第4項の条例で定める日)
- 2 児童福祉法等の一部を改正する法律(令和7年法律第29号)附則第3条第4項の条例で定める日は、この条例の公布の日とする。

令和8年8月28日 提出

日向市長 西 村 賢

日向市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

日向市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和41年日向市条例第28号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前				改正後					
別表（第 2 条関係）				別表（第 2 条関係）					
	職名		報酬の区分	報酬の額		職名		報酬の区分	報酬の額
地方公務員法（昭和25年法律第261号） 第 3 条第 3 項第 1 号 の規定に該当	[略]				地方公務員法（昭和25年法律第261号） 第 3 条第 3 項第 1 号 の規定に該当	[略]			
	農業委員会	[略]				農業委員会	[略]		
		副会長	[略]				会長代理	[略]	
		[略]					[略]		
	[略]					[略]			
[略]				[略]					

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- （報酬の内払）
- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の属する月における報酬の支給については、施行日の前日までに支給された、又は支給されるべきであった改正前の別表の規定による農業委員会の副会長の報酬は、改正後の別表の規定による農業委員会の会長代理の報酬の内払とみなす。

令和 8 年 8 月 2 8 日 提出

日向市長 西 村 賢

教育分野における相互交流に関する基本協定の締結について

次のとおり教育交流協定を締結する。

1 締結する都市 オロンガポ市（フィリピン共和国）

2 協定締結の目的

本協定は、本市とオロンガポ市の教育分野における相互交流を通じて、相互理解と友好を深めるとともに、児童生徒等の国際感覚を育成し、両市の教育の発展に寄与することを目的に締結するもの。

令和 8 年 8 月 2 8 日 提出

日向市長 西 村 賢